

令和3年度

定期監査結果報告書

学校監査結果報告書

令和4年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 4 号  
令和 4 年 2 月 2 5 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	大 西 秀 樹 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	平 田 義 則 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	小 藤 貴 雅 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 藤 本 幸 作

#### 定期監査及び学校監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年度定期監査等を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

## 目 次

### 【定期監査】

1. 準拠	3
2. 監査の種類及び対象	3
3. 監査の着眼点	3
4. 監査の期間	3
5. 監査の実施場所及び日程	4
6. 監査の主な実施内容	4
7. 監査の結果	4
8. むすび	8

### 【学校監査（定期監査）】

1. 準拠	10
2. 監査の種類及び対象	10
3. 監査の着眼点	10
4. 監査の期間	10
5. 監査の実施場所及び日程	10
6. 監査の主な実施内容	10
7. 監査の結果	10
8. むすび	12

### 【参考】

参考	14
----	----

# 定期監査結果報告書

# 定期監査結果報告書

## 1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

## 2. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同第2項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

【 総合政策部 】 危機管理課

【 総務部 】 財政課、税務課

【 市民生活部 】 人権推進課、生活環境課、環境課

【 健康福祉部 】 障害福祉課、介護保険課

【 産業振興部 】 観光振興課、農業振興課

【 都市整備部 】 交通政策課、建築住宅課

【 上下水道部 】 下水道課

【 行政委員会等 】 監査委員・公平委員会事務局

【 教育総務部 】 生涯学習課、文化・スポーツ課、口吉川町公民館、吉川町公民館

## 3. 監査の着眼点

### (1) 重点事項

- ・未収金（債権）の管理が適正に行われているか
- ・契約手続きが適正に行われているか
- ・準公金の管理が適正に行われているか

### (2) その他の事項

- ・予算の執行等について
- ・収入事務について
- ・支出事務について
- ・補助金、交付金について
- ・出張命令について
- ・休暇について
- ・時間外勤務命令について
- ・公用車の運転、管理について

## 4. 監査の期間

令和3年12月20日から令和4年2月8日まで

## 5. 監査の実施場所及び日程

三木市役所会議室及び各公民館

1月12日(水) 下水道課、危機管理課、農業振興課、  
観光振興課、介護保険課、障害福祉課

1月14日(金) 口吉川町公民館、吉川町公民館、  
環境課、生活環境課、人権推進課

1月19日(水) 交通政策課、建築住宅課、文化・スポーツ課、  
生涯学習課、税務課、財政課、監査委員・公平委員会事務局

## 6. 監査の主な実施内容

令和3年11月30日現在における予算の執行状況及びその内容等について資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査・確認するとともに、職員への質問、追加資料の提出を求めるなどの方法で実施した。

## 7. 監査の結果

前述のとおり、監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

また、口頭により改善の検討を指示した個別の事項についても改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、市長等が措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

### (1) 指摘事項

#### ア 固定資産税（償却資産）の賦課事務について

##### 【内容】

固定資産税（償却資産）の申告内容を確認するために必要となる地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査を行なっている記録が確認できなかった。適切な賦課事務に必要な課税客体の把握のために同規定に基づく実地調査を行うとともにその記録を残されたい。

(税務課)

## イ 準公金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

### 【内容】

職務の必要上、本市と一定の関係にある団体等の事務局を本市職員が行うなどにより、公金以外の現金等を取扱っている場合がある。こうした現金等は、準公金と呼ばれ公金に準じて適切に扱われなければならない。

このような中で、以下の点については、改善を要すると認められる。

#### ①出納簿の整備に不適切なものがある

出納簿は、金銭の入出金を管理するとともに、実際の現金残高が帳簿残高と一致しているか随時確認するための重要な書類であるが、それが作成されていない。早急に出納簿を整備し適切な会計事務を行なわれたい。

（吉川町公民館）

#### ②入出金の内容について決裁されていないものがある

事故防止の観点から担当者以外の職員などによる決裁を受けた後に出金する等、内部牽制が働く体制を確立する必要がある。早急に改善されたい。

（吉川町公民館）

#### ③市が管理する根拠が不明瞭なものがある

各種団体の事務の取扱いについて、市職員が事務を行う根拠が明確でないものが見受けられた。

準公金は、各種団体が所有する現金預金等であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものである。しかしながら、市の施策を推進する中でやむを得ず市職員が管理する必要がある場合には会則、規約等の整備をし、その根拠を明らかにされたい。

（口吉川町公民館、吉川町公民館）

## ウ 補助金交付事務について

### 【内容】

補助金は地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明

確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。

このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。

(農業振興課、観光振興課、介護保険課、障害福祉課、環境課、人権推進課、交通政策課、建築住宅課、文化・スポーツ課、生涯学習課)

## (2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

### ア 公民館が管理する準公金について（重点事項に係るもの）

#### 【内容】

公民館で管理している準公金の総額は、平成31年2月末時点では23,964,117円であったが令和3年11月末時点で40,998,868円となり、約3年間で1.7倍に急増している。本庁舎と比べて設備面や職員数が脆弱である公民館施設においてこのような多額の金銭を管理することは事故が発生するリスクが相対的に高くなる。このことからその取扱いには十分に留意し、また可能な限り取扱う準公金の総額を減少させる取組を検討されたい。

### イ 市債権の未収金対策について（重点事項に係るもの）

#### 【内容】

本市の有する債権のうち市税以外にも下水道使用料などをはじめとして裁判所の許可を得ずに市が単独で差押えなどの自力執行ができる強制徴収公債権がある。未収額とそれを回収する経費を比した場合、経費が上回る場合もあるが公平で公正な制度を維持するためには、時として悪意ある滞納者には毅然とした対応が必要となる。自力執行権のある債権については、債権管理課とも連携を図りながら回収に努められたい。

## ウ 支出命令書の不備について

### 【内容】

本市の事務を執行するために必要となる現金の支払いについては、その支払い前に支出命令書をはじめとする必要書類を本市の会計室（会計管理者）が法令などに基づき審査することとなっている（地方自治法第 232 条の 4 第 2 項）。この審査で不備が認められたものについては、現金の支払いを行わずにその作成者に不備の理由を付し返付されることとなる。

また、この不備については会計室（会計管理者）が各部署の作成者に対して随時個別的に又は集合研修という機会を設けて指導すると同時に、不備の部署別の発生件数や類型を統計資料として記録している。

このような中で、本市における当該審査の不備状況は、統計資料によるとここ数年間で減少傾向が認められる。しかしながら依然として、質及び量ともに改善の必要性が認められる水準に留まっている。今回監査の対象となった部署にかかわらず全庁的な課題として、支出事務に関する不備を改善させる取組を始められたい。

## エ 準公金の統一的な取扱いルールについて（重点事項に係るもの）

### 【内容】

準公金の取扱いについては、既に近隣市においても統一的な取扱いルールの策定がなされ、これに基づいた管理の適正化が進められているところである。本市においては平成 29 年に準公金の横領事案が発覚しているほか、本年度には小学校において保護者から集金した修学旅行費を紛失する事案が発生しており、統一的な取扱いルールの策定とそれに基づく運用の重要性は高いと認められる。速やかに統一的なルールの策定と運用を行われたい。

## オ プロポーザル方式による契約事務について（重点事項に係るもの）

### 【内容】

地方公共団体が行う契約については、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、一般競争入札が原則とされ、入札を行わない随意契約は法令の規定で認められた場合にのみ行うことができる。プロポーザル方式による契約とは、複数の事業者から企

画の提案を受け、その中から優れた提案をした事業者を市側が選定する随意契約の一種であるが、その透明性・公平性の観点からは価格の安いものを選定する入札の方が優れている。本市においては同方式による統一したガイドライン等は策定されておらず、随意契約の一手法として各部署の裁量で行われているのが現状である。このことから透明性、公平性及び契約事務の効率性を向上させる観点からガイドライン等の策定を検討されたい。

## 8. むすび

以上が令和3年度の定期監査の概要である。

令和3年11月に策定された「三木市財政健全化方針」によると、今後、収支の赤字（不足）を補うために財政基金の取崩しが必要となり、数年間のうちには基金が枯渇する恐れがあるとされている。このため本市が財政的にまだ体力があるうちに財政基金の取崩しゼロを目標とした財政健全化方針が策定され、その取組が始動したところである。この取組が、各事業のあり方を再検討する機会となり、市民サービスの提供が最少の経費で最大の効果が得られるようになることを期待し、むすびとする。

# 学校監査結果報告書

(定期監査)

# 学校監査結果報告書

## 1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

## 2. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同第2項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

【 小学校2校 】 自由が丘小学校、自由が丘東小学校

【 中学校1校 】 自由が丘中学校

## 3. 監査の着眼点

### (1) 重点事項

- ・ 学校で保管する現金、通帳等の管理が適正に行われているか
- ・ 備品及び薬品の管理が適正に行われているか

### (2) その他の事項

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 防犯及び消防設備の維持管理について
- ・ 郵便切手等の管理について
- ・ 市費職員の勤務関係について

## 4. 監査の期間

令和3年10月15日から令和4年2月8日まで

## 5. 監査の実施場所及び日程

令和3年11月9日(火) 自由が丘小学校、自由が丘東小学校、自由が丘中学校

## 6. 監査の主な実施内容

令和3年9月30日現在における学校の予算の執行状況、施設、物品及び準公金の管理状況等について、現地において関係職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出により検査と照査するなどにより監査を実施した。

## 7. 監査の結果

前述のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、教育委員会等が措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

## (1) 指摘事項

### ア 準公金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

#### 【内容】

学校園が教育活動のため、校園長の承認のもとに保護者等から徴収する学校園徴収金（公費以外の一切の私費）の取扱いについては、三木市立学校園徴収金事務取扱要綱が定められており、その要綱に則して運用することとなっている。

一部の学校において同窓会又は校友会の資金管理を学校が担っていたものの、同要綱第 15 条に規定されている監査報告書が確認できなかった。同要綱に則り準公金を適切に管理されたい。また、教育委員会事務局においても指導・支援されたい。

（学校、学校教育課）

### イ 消防設備の不良箇所への対応について

#### 【内容】

消防用設備の保守点検において指摘された不良箇所について、改善が完了していない箇所が見受けられた。調整等で対応に時間がかかる場合もあるが早急に対応されたい。また、消火器については製造から 10 年間が経過し、耐圧性能点検が必要なものが認められた。使用期限が決まっているものについてはその期限を超過する前に計画的に交換されたい。

（学校、教育施設課）

## (2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

### 準公金の取扱いについて（重点事項に係るもの）

#### 【内容】

学校が管理しているいわゆる学年会計やPTA会計などの現預金については、公金に準じた取扱いが求められることから管理において以下の点に特に留意されたい。

- ① 現金、預金通帳等は必ず金庫に保管し、印鑑は公費会計とは別のものにするるとともに預金通帳とは別の金庫など鍵のかかる場所で適切に保管されたい。
- ② 通帳の数が多い場合は、その管理が行き届きにくく事故が発生しやすくなることから、通帳数を精査するとともに、出納については複数人で確認する管理体制とされたい。
- ③ 教職員の異動に伴う担当者の変更があった場合でも事務引継ぎを正確に行うとともに、三木市立学校園徴収金事務取扱要綱を遵守されたい。

## 8. むすび

以上が令和3年度の学校監査の概要である。

令和元年度からの新型コロナウイルス禍により、学校においても休校や行事の中止など変則的な運営を余儀なくされている。このような状況下にあっても柔軟な運用や工夫がなされることで児童生徒の質の高い学びが保障されることを期待し、むすびとする。

# 参 考

## 参考（定期監査の対象部署に関する概要等）

各所属の職員数については、正規職員（再任用職員、休業中の職員含む。）、会計年度任用職員（休業中の職員含む。）及び派遣職員をそれぞれ記載している。

### 【総合政策部】

#### 危機管理課

(1) 組織及び職員数

防災危機管理係が設置され、所属職員は正規職員が4人、会計年度任用職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

新型コロナウイルス感染症対策を含む災害対策、自主防災組織育成、防災訓練に関する事務等を所管している。

### 【総務部】

#### 財政課

(1) 組織及び職員数

財政係、契約係、財産管理係の3係が設置され、所属職員は正規職員が10人、会計年度任用職員が3人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 財政係は、財政計画、予算編成及び決算統計、起債、地方交付税に関する事務等を所管している。

イ 契約係は、入札・契約の執行、物品購入・業務委託の契約、公契約条例の運用、指定管理者制度、各課が行う契約行為の指導に関する事務等を所管している。

ウ 財産管理係は、公有財産の管理、財産区財産の管理、地籍図・地籍簿の管理、字の区域変更、庁舎の維持管理、公用車の管理に関する事務等を所管している。

#### 税務課

(1) 組織及び職員数

管理係、市民税係及び資産税係の3係が設置され、所属職員数は正規職員が18人で、会計年度任用職員が7人、派遣職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 管理係は、税制改正、市税に関する各種証明書の発行、市税の収納管理、軽自動車（原付バイク等）の登録・廃車・課税、税理士による税務相談及び交付

金に関する事務等を所管している。

イ 市民税係は、個人市県民税、法人市民税及び国民健康保険税の賦課に関する事務等を所管している。

ウ 資産税係は、固定資産税及び都市計画税の賦課、固定資産の調査及び評価に関する事務等を所管している。

## 【市民生活部】

### 人権推進課

関係機関として、総合隣保館、男女共同参画センター及び子どもいじめ防止センターが設置されており、課長が男女共同参画センター所長を、課長補佐が総合隣保館長を、課長補佐兼男女共同参画係長が子どもいじめ防止センター長を兼務している。

#### (1) 組織及び職員数

人権施策推進係、地域づくり推進係、男女共同参画係、総合隣保館及び子どもいじめ防止センターの5係が設置され、所属職員は正規職員が8人、会計年度任用職員が10人配置されている。

#### (2) 所管業務の概要

ア 人権施策推進係は、人権尊重のまちづくりの推進、人権相談（人権擁護委員）に関する事務等を所管している。

イ 地域づくり推進係は、人権教育・啓発に関する事務等を所管している。

ウ 男女共同参画係は、男女共同参画プランの推進、男女共同参画センター運営事業として講演会等の開催、相談事業等に関する事務等を所管している。

エ 総合隣保館は、総合隣保館運営委員会、各種事業の実施など総合隣保館の管理運営に関する事務等を所管している。

オ 子どもいじめ防止センターは、いじめ防止の啓発、相談、子どものいじめ対策専門委員会に関する事務等を所管している。

### 生活環境課

#### (1) 組織及び職員数

環境政策・消費者行政係、空き家対策係、交通防犯係の3係が設置され、所属職員は正規職員が10人、会計年度任用職員が5人配置されている。

#### (2) 所管業務の概要

ア 環境政策・消費者行政係は、環境保全啓発事業、自然共生型地域づくり事業、消費者行政の推進と相談、ごみの減量化・資源化の推進、次期ごみ処理施設の整備、不法投棄・野焼きの指導、市民トイレの管理、簡易専用水道等に関する事務等を所管している。

イ 空き家対策係は、空家等対策協議会の運営、特定空家の認定・措置、空家等の適正管理の指導、空家等の発生抑制・適正管理・利活用の啓発に関する事務等を所管している。

ウ 交通防犯係は、交通安全意識の普及啓発、交通安全施設等の設置、防犯灯及び防犯カメラの設置、駐車場の設置等の事前協議、生活安全対策の推進、犯罪被害者支援、狂犬病予防対策に関する事務等を所管している。

## 環境課

関係機関として、清掃センター、クリーンセンター及び吉川クリーンセンターが設置されている。

### (1) 組織及び職員数

業務係及び浄化係の2係が設置され、所属職員は正規職員が30人、会計年度任用職員が12人配置されている。

### (2) 所管業務の概要

ア 業務係は、ごみの減量化の推進、ごみ処理手数料の徴収、ごみ処理施設改修事業、環境施設対策協議会、ごみの収集・運搬、ごみの搬入許可に関する事務等を所管している。

イ 浄化係は、し尿の収集計画及び業務の管理運営、し尿収集の申込受付及び収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の搬入及び処理、し尿処理手数料の徴収、クリーンセンターの運転・維持管理に関する事務等を所管している。

## 【健康福祉部】

### 障害福祉課

関係機関として、こども発達支援センターにじいろ、障害児タイムケア、障害者基幹相談支援センター、障害者総合支援センターはばたきの丘、三木共同作業所、口吉川共同作業所、あすなろ作業所、星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場及びワークルーム虹が設置されている。また、障害者総合支援センターはばたきの丘、三木共同作業所、口吉川共同作業所、星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場の管理運営を指定管理者に委託している。

### (1) 組織及び職員数

障害者福祉係及び障害者支援係の2係が設置され、所属職員は正規職員が12人、会計年度任用職員が54人配置されている。

### (2) 所管業務の概要

ア 障害者福祉係は、障害者手帳の交付、障害福祉サービス、自立支援医療、難病疾病支援、障害児の通所支援、各種手当の支給、児童の発達支援、医療的ケア児の支援体制強化に関する事務等を所管している。

イ 障害者支援係は、障害者施設運営支援、障害福祉サービス費の支払及び事業所実地指導・監査、補装具等の給付、地域生活支援、就労支援、基幹相談支援事業、手話による情報発信、自殺対策、障がい者の差別解消に関する事務等を所管している。

#### 介護保険課

一般会計及び介護保険特別会計を所管している。

関係機関として、在宅介護支援センター及びデイサービスセンターが7か所設置されており、管理運営を指定管理者に委託している。

また、中央地域包括支援センター、吉川サブセンター及び西部サブセンターが設置されている。主幹が地域包括支援センター所長を兼務している。

##### (1) 組織及び職員数

保険給付係、認定審査係及び介護予防係の3係と地域包括支援センターで組織され、所属職員数は正規職員が17人で、会計年度任用職員が24人配置されている。

また、三木市社会福祉協議会から主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人が派遣されている。

##### (2) 所管業務の概要

ア 保険給付係は、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課徴収、利用者負担限度額の認定、高額介護サービス費等の支給、介護保険運営協議会に関する事務等を所管している。

イ 認定審査係は、要介護認定、住宅改修費の支給、福祉用具購入費の支給、地域密着型サービスの指定・指導監査、市立デイサービスセンターに関する事務等を所管している。

ウ 介護予防係は、介護予防活動、高齢者の在宅福祉事業、住宅改造の助成、ボランティアポイント制度、成年後見支援センター、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務等を所管している。

エ 地域包括支援センターは、介護予防のケアマネジメント、高齢者に関わる総合相談、高齢者の権利擁護、ケアマネジャーへの支援、地域ケア会議、認知症予防施策に関する事務等を所管している。

#### 【産業振興部】

#### 観光振興課

関係機関として、道の駅みき、三木ホースランドパーク、温泉交流館、山田錦の館、あじさいフローラみき、別所ゆめ街道及び三木鉄道ふれあい館が設置されている。

(1) 組織及び職員数

観光振興係が設置され、所属職員は正規職員が5人配置され、このうち1人が三木市観光協会に派遣されている。そのほかに、会計年度任用職員が1人、派遣職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

観光振興、観光協会事業、観光施設の管理運営及び活用に関する事務等を所管している。

**農業振興課**

関係機関として、農産物工房が設置されており、その管理運営を指定管理者に委託している。

(1) 組織及び職員数

農業政策係、山田錦振興係、土地改良係及び地籍調査係の4係が設置され、所属職員は正規職員が13人で、そのうち兵庫県農業共済組合及び兵庫県加古川流域土地改良事務所へ1人ずつ派遣されている。そのほかに会計年度任用職員が4人、派遣職員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 農業政策係は、農政の企画調整、担い手の育成と指導、農林畜産物の生産振興、農地中間管理事業、観光農業の推進、有害鳥獣対策、中山間地域等直接支払制度事業に関する事務等を所管している。

イ 山田錦振興係は、山田錦の振興、将来を見据えた農業施策、地産地消の推進に関する事務等を所管している。

ウ 土地改良係は、土地改良事業、多面的機能支払制度事業、東播用水事業、ため池等整備事業、農業用施設等の災害復旧事業、市単独補助土地改良事業、団体営ほ場整備事業工事業務、農道及び市有地の占用許可等に関する事務等を所管している。

エ 地籍調査係は、地籍調査事業、団体営ほ場整備事業換地業務、公共基準点の維持管理に関する事務等を所管している。

**【都市整備部】**

**交通政策課**

関係機関として、自由が丘中公園バス待合施設が設置されており、その管理運営を指定管理者に委託している。

(1) 組織及び職員数

交通政策係の1係が設置され、所属職員は正規職員が4人、会計年度任用職員が2人配置されている。

## (2) 所管業務の概要

「三木市地域公共交通網形成計画」の進行管理、ふれあいバスの運行、路線バス及びデマンド型交通の運行補助、神戸電鉄粟生線の維持・活性化、神戸電鉄粟生線三木駅の再生等に関する事務等を所管している。

### 建築住宅課

#### (1) 組織及び職員数

指導係、住宅係及び建築係の3係が設置され、所属職員は正規職員が9人、会計年度任用職員が1人配置されている。

#### (2) 所管業務の概要

- ア 指導係は、開発行為の協議及び指導、建築指導・建築確認申請及び建築許可、民間住宅の耐震化の促進に関する事務等を所管している。
- イ 住宅係は、市営住宅の維持管理、市営住宅の家賃徴収事務、市営住宅の入退去等に関する事務等を所管している。
- ウ 建築係は、市営住宅の修繕工事、市有建築物の建築及び営繕に関する事務等を所管している。

## 【上下水道部】

### 下水道課

#### (1) 組織及び職員数

下水道業務係、下水道管理係及び下水道工務係が設置され、所属職員は正規職員が8人で、会計年度任用職員が4人配置されている。

#### (2) 所管業務の概要

- ア 下水道業務係は、下水道事業の経営、下水道事業の広報に関する事務等を所管している。
- イ 下水道管理係は、下水道施設の維持管理、生活排水処理に関する事務等を所管している。
- ウ 下水道工務係は、下水道管渠の新設と長寿命化に関する事務等を所管している。

## 【行政委員会等】

### 監査委員・公平委員会事務局

#### (1) 組織及び職員数

監査委員及び公平委員会の2つの行政委員会の事務局を所管している。  
また、固定資産評価審査委員会の書記を兼務している。

所属職員は正規職員が2人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 監査委員事務局は、定期監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化審査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査に関する事務等を所管している。そのほかに小野市監査事務局と合同で、北播磨総合医療センター企業団の監査委員事務局の事務を所管している。

イ 公平委員会事務局は、職員の勤務条件に関する措置要求、職員の不利益処分についての審査請求、職員からの苦情相談、職員団体の登録に関する事務等を所管している。

ウ 固定資産評価審査委員会に係る事務は、固定資産課税台帳に登録された価格を不服とする申出の審査に関する事務等である。

**【教育委員会 教育総務部】**

**生涯学習課**

関係機関として、図書館（3館）、公民館（10館）、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター、まなびの郷みずほ、別所ふるさと交流館及び三木ホースランドパークエオの森研修センターが設置されている。また、三木ホースランドパークエオの森研修センターは管理運営を指定管理者に委託している。

(1) 組織及び職員数

社会教育係及び公民館運営係の2係が設置され、所属職員は正規職員が4人、会計年度任用職員が1人配置されている。

図書館3館には、正規職員が4人、会計年度任用職員が28人配置されている。

また、公民館（10館）には、正規職員が15人、会計年度任用職員が42人配置されている。

三木コミュニティスポーツセンターには会計年度任用職員が2人、福井コミュニティスポーツセンターには会計年度任用職員が2人、エオの森研修センターには会計年度任用職員が3人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 社会教育係は、社会教育委員会、高齢者大学・大学院、社会教育団体の育成支援、成人式、PTA、子ども会、まなびの郷みずほ、別所ふるさと交流館、三木ホースランドパークエオの森研修センターに関する事務等を所管している。

イ 公民館運営係は、生涯学習の推進、公民館等の施設管理及び連絡調整等に関する事務等を所管している。

ウ 図書館は、図書館の運営及び整備、図書の収集・整理・保存、図書の利用、

図書に係る調査及び相談、図書館活動（ブックスタート・おはなし会・ストーリーテリング等）に関する事務等を所管している。

#### ロ吉川町公民館

(1) 組織及び職員数

所属職員は正規職員が2人、会計年度任用職員が3人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

#### 吉川町公民館

(1) 組織及び職員数

所属職員は正規職員が2人、会計年度任用職員が4人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進、地域人権学習の推進に関する事務等を所管している。

#### 文化・スポーツ課

関係機関として、市民体育館（R3.9閉館）、勤労者体育センター、堀光美術館、みき歴史資料館及び文化会館が設置されており、課長が堀光美術館長を兼務している。また、文化会館、市民体育館及び勤労者体育センターについては、管理運営を指定管理者に委託している。

(1) 組織及び職員数

文化芸術係、スポーツ係及び文化遺産係の3係が設置され、所属職員は正規職員が7人、会計年度任用職員が13人配置されている。

(2) 所管業務の概要

ア 文化芸術係は、文化・芸術の振興・普及・奨励、文化芸術団体の育成支援、文化芸術顕彰制度の運用、市民文化振興基金、文化会館、堀光美術館の管理運営に関する事務等を所管している。

イ スポーツ係は、社会体育に係る企画・調整、スポーツ推進委員、社会体育及びレクリエーションの奨励、社会体育団体の指導助成、市民のスポーツ振興、スポーツ振興基金、スポーツクラブ21の運営支援、社会体育施設の管理運営に関する事務等を所管している。

ウ 文化遺産係は、文化財の保護及び調査研究、歴史・美術の杜みゅーじあむ推進事業、みき歴史資料館の管理運営に関する事務等を所管している。

## 学校関係

各学校の教職員数については、正規職員及び会計年度任用職員（県費職員、市費職員及び休業中の職員含む。）の合計を記載している。

また、各学校の学級数、児童及び生徒数は特別支援学級を含めた全学年の合計を記載している。

### 【小学校】

#### 自由が丘小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 46 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 18 学級、児童数は 449 人である。

#### 自由が丘東小学校

(1) 教職員数

教職員数の合計は 39 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 16 学級、児童数は 290 人である。

### 【中学校】

#### 自由が丘中学校

(1) 教職員数

職員数の合計は 36 人である。

(2) 学級数及び児童数

学級数は 14 学級、生徒数は 365 人である。